

岐阜市週休2日制モデル工事実施要領

令和6年3月4日決裁

改正 令和6年7月5日

1. 目的

建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手の育成・確保に向けた取組みが求められている。このため、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組みとして、岐阜市週休2日制モデル工事（以下、「週休2日制モデル工事」という。）を実施するものである。この要領は、週休2日制モデル工事の実施に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 用語の定義

（1）週休2日制モデル工事（現場閉所）における用語は以下のとおり定義する。

1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所日を確保したと認められる状態をいう。

2）完全週休2日

対象期間において、週休2日を確保し、かつ土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を現場閉所日としたと認められる状態をいう。

3）完全週休2日（土日）

対象期間において、週休2日を確保し、かつ土曜日、日曜日を現場閉所日としたと認められる状態をいう。

4）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所を行った場合についても、現場閉所として取り扱うものとする。

5）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

6）対象期間

工事開始日（契約上の工事の始期日）から工事完成日（完成届に記載のある完成した日）までの期間から非対象期間を除いた期間をいう。

7）非対象期間

準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間（8/14～8/16 頃）、年末年始休暇6日間（12/29～1/3 頃）、工場製作のみ実施する期間、工事事故等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず休工・現場作業を余

儀なくされる期間をいう。なお、「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最低限の期間とし、対象外とする作業内容と期間を設計図書に明示する。

8) 準備期間

工事開始日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間）

9) 後片付け期間

本体工事及び仮設工事完了後から工事完成日までの期間（事務手続、後片付け等のみが残っている期間）

10) 現場閉所率

$(\text{対象期間における現場閉所日の総日数} / \text{対象期間の日数}) \times 100 (\%)$

小数点以下第2位以下切り捨て1位止めとする。

11) 月単位の週休2日（現場閉所）

対象期間の全ての月で現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上を現場閉所している場合に4週8休以上を達成したとみなす。

12) 通期の週休2日（現場閉所）

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

(2) 週休2日制モデル工事（交替制）における用語は以下のとおり定義する。

1) 週休2日（交替制）

対象期間（交替制）において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 休日

技術者及び技能労働者が、当該工事の現場作業を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても含めるものとする。

3) 対象期間（交替制）

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。従事期間は、元請企業については現場作業着手日（現地測量、現場事務所の設置や資機材の搬入等に着手した日）から現場作業完了日（後片付け、資機材の搬出、清掃等が完了した日）までの期間とし、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議により適宜設定するものとする。なお、非対象期間は、週休2日制モデル工事（現場閉所）の例による。

4) 技術者

施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。

5) 技能労働者

建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

6) 対象者

元請け及び施工体制に組み込まれた技術者及び技能労働者で、対象期間（交替制）内で連続4週間以上従事している者とする。ただし、非常勤（臨時）で従事する者、従事期間が1週間未満となる者及び交替要員を設置した場合の交替要員は除く。

7) 休日率

対象期間内に現場に従事した対象者の休日日数の対象期間（交替制）に対する割合をいう。

$$(\text{対象者の休日数} / \text{対象者の対象期間（交替制）の日数}) \times 100 (\%)$$

小数点以下第2位以下切り捨て1位止めとする。

8) 平均休日率

対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率の平均値をいう。

$$\text{対象者の休日率の合計} / \text{対象者数} (\%)$$

小数点以下第2位以下切り捨て1位止めとする。

9) 月単位の週休2日（交替制）

対象期間（交替制）の全ての月で平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

10) 通期の週休2日（交替制）

対象期間（交替制）の平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

3. 発注方式及び対象工事

週休2日制モデル工事は、本市が発注する土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携及び建築工事積算基準により積算する全ての工事を対象とし、次のいずれかの方式で発注者指定型により発注することを原則とする。

(1) 週休2日制モデル工事（現場閉所）

- ・現場閉所が可能な工事のうち、時間的制約がない工事（災害復旧工事、営繕工事を含む）
- ・完全週休2日を原則とする。

(2) 週休2日制モデル工事（交替制）

- ・社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所が困難な工事（災害復旧工事を含む、営繕工事は除く）
例）交通規制、出水期、完成時期等の制約がある工事、連続施工が必要な工事等
- ・災害応急対策（競争入札の場合）

(3) 次に掲げる工事は、週休2日制モデル工事の対象としない。

- ・発注時に想定する現場作業日数（準備期間、後片付け期間を除く）が著しく短い工事（1週間程度）

- ・災害その他、避けることのできない事由により現場閉所及び交替制のいずれも困難な工事（災害応急対策（随意契約の場合）等）
- ・発注担当部署が現場閉所及び交替制のいずれにもなじまないと判断した工事（一時的な作業が点在する維持修繕業務委託、時間的制約がある営繕工事等）

4. 実施方法等

週休2日制モデル工事は、以下のとおり実施する。

- (1) 発注者は、入札公告、特記仕様書において週休2日制モデル工事である旨を以下のとおり記載する。

1) 週休2日制モデル工事（現場閉所）

入札公告文への記載例

1 一般競争入札に付する事項

 () 週休2日制モデル工事 適用する。(現場閉所)

特記仕様書への記載例

週休2日制モデル工事の実施
 本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制モデル工事（現場閉所）です。「岐阜市週休2日制モデル工事実施要領」に基づき実施すること。

2) 週休2日制モデル工事（交替制）

入札公告への記載例

1 一般競争入札に付する事項

 () 週休2日制モデル工事 適用する。(交替制)

特記仕様書への記載例

週休2日制モデル工事の実施
 本工事は、週休2日制モデル工事（交替制）です。「岐阜市週休2日制モデル工事実施要領」に基づき実施すること。

- (2) 受注者は、工事着手前に週休2日制モデル工事の実施について発注者と協議すること。

1) 週休2日制モデル工事（現場閉所）

イ) 受注者は、工事着手前に完全週休2日の計画が確認できる「計画工程表」（任意様式）を発注者に提出すること。なお、受注者の責によらず土曜日、日曜日及び祝日に現場作業を余儀なくされる場合は、非対象期間として発注者の承諾を得ること。

また、工期を延長又は一時中止により工期の終期が延長した場合は、「計画工程表（変更）」を発注者に提出すること。

- ロ) 受注者は、対象期間終了時に、「計画工程表」及び「計画工程表（変更）」の対象期間において現場閉所日が確認できる「実施工程表」（任意様式）を発注者に提出すること。なお、発注者は受注者から現場閉所日を確認できる書類（工事日誌等の既存資料を活用）の提示を受け、「実施工程表」を確認すること。

2) 週休2日制モデル工事（交替制）

- イ) 受注者は、対象者の休日確保状況を整理し、毎月発注者に休日率確認表（参考様式1）を提出することとし、対象期間終了時には、対象期間（交替制）全体の休日確保状況が確認できる休日率確認表（参考様式2）を発注者に提出すること。
- ロ) 発注者は受注者から提出された確認表等にて休日確保状況を確認する。なお、受注者の書類作成負担を考慮し、過度な資料の提出、提示を求めないよう留意すること。

3) 週休2日制モデル工事の変更

- イ) 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じ、週休2日制モデル工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により週休2日制モデル工事の対象外にすることができる。
- ロ) 工事着手前に限り、受注者からの協議により、現場閉所は交替制に、交替制は現場閉所に変更することができる。（災害復旧工事及び営繕工事を除く）
- ハ) 契約後に、発注した方式を変更した場合は、変更後の週休2日制モデル工事の基準に従うとともに、達成状況に応じ、工事費の積算を変更し、請負代金額の契約変更を行う。

5. 積算方法等

建設工事又は営繕工事の週休2日制モデル工事の積算方法等は次に掲げるものとする。

(1) 建設工事

1) 週休2日制モデル工事（現場閉所）

月単位または通期の週休2日（現場閉所）の達成を前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に下記①の補正係数を乗じて工事費の積算を行う。なお、対象期間終了時の月単位または通期の現場閉所率を勘案し、上記基準を満たさないと見込まれる場合は、下記、達成状況に応じた工事費の積算を変更し、請負代金額の契約変更を行う。「計画工程表」又は「計画工程表（変更）」と異なる実績となっても、その内容に応じて補正を行う。

また、契約後に週休2日制モデル工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、工事費の積算を変更し、請負代金額の契約変更を行う。

イ) 土地改良工事積算基準による場合

① 通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合

＜労務費＞	1.02	＜機械経費（賃料）＞	1.02
＜共通仮設費率＞	1.02	＜現場管理費率＞	1.05

- ② 通期の週休2日（現場閉所）が未達成の場合
補正しない

ロ) 治山林道必携による場合

- ① 通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合（現場閉所率 28.5%以上）
- | | | | |
|----------|------|------------|------|
| ＜労務費＞ | 1.05 | ＜機械経費(賃料)＞ | 1.04 |
| ＜共通仮設費率＞ | 1.04 | ＜現場管理費率＞ | 1.06 |
- ② 通期の現場閉所率が 25.0%以上 28.5%未満（4週7休以上8休未満）の場合
- | | | | |
|----------|------|------------|------|
| ＜労務費＞ | 1.03 | ＜機械経費(賃料)＞ | 1.03 |
| ＜共通仮設費率＞ | 1.03 | ＜現場管理費率＞ | 1.04 |
- ③ 通期の現場閉所率が 21.4%以上 25.0%未満（4週6休以上7休未満）の場合
- | | | | |
|----------|------|------------|------|
| ＜労務費＞ | 1.01 | ＜機械経費(賃料)＞ | 1.01 |
| ＜共通仮設費率＞ | 1.02 | ＜現場管理費率＞ | 1.03 |
- ④ 通期の現場閉所率が 21.4%未満（4週6休未満）の場合
補正しない

ハ) その他の積算基準による場合

- ① 月単位の週休2日（現場閉所）を達成した場合
- | | | | |
|----------|------|------------|------|
| ＜労務費＞ | 1.04 | ＜機械経費(賃料)＞ | 1.02 |
| ＜共通仮設費率＞ | 1.03 | ＜現場管理費率＞ | 1.05 |
- ② 通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合
- | | | | |
|----------|------|------------|------|
| ＜労務費＞ | 1.02 | ＜機械経費(賃料)＞ | 1.02 |
| ＜共通仮設費率＞ | 1.02 | ＜現場管理費率＞ | 1.03 |
- ③ 通期の週休2日（現場閉所）が未達成の場合
補正しない

2) 週休2日制モデル工事（交替制）

月単位及び通期の週休2日（交替制）の達成を前提として、労務費、現場管理費率に下記①の補正係数を乗じて工事費の積算を行う。なお、対象期間（交替制）終了時の月単位または通期の平均休日率を勘案し、上記基準を満たさないと見込まれる場合は、下記、達成状況に応じた工事費の積算を変更し、請負代金額の契約変更を行う。

また、契約後に週休2日制モデル工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、工事費の積算を変更し、請負代金額の契約変更を行う。

イ) 土地改良工事積算基準による場合

- ① 通期の週休2日（交替制）を達成した場合
- | | | | |
|-------|------|----------|------|
| ＜労務費＞ | 1.02 | ＜現場管理費率＞ | 1.01 |
|-------|------|----------|------|
- ② 通期の週休2日（交替制）が未達成の場合
補正しない

ロ) 治山林道必携による場合

① 通期の週休2日（交替制）を達成した場合

＜労務費＞ 1.05 ＜現場管理費率＞ 1.03

② 通期の平均休日率が25.0%以上28.5%未満（4週7休以上8休未満）の場合

＜労務費＞ 1.03 ＜現場管理費率＞ 1.02

③ 通期の平均休日率が21.4%以上25.0%未満（4週6休以上7休未満）の場合

＜労務費＞ 1.01 ＜現場管理費率＞ 1.01

④ 通期の平均休日率が21.4%未満（4週6休未満）の場合

補正しない

ハ) その他の積算基準による場合

① 月単位の週休2日（交替制）を達成した場合

＜労務費＞ 1.04 ＜現場管理費率＞ 1.03

② 通期の週休2日（交替制）を達成した場合

＜労務費＞ 1.02 ＜現場管理費率＞ 1.01

③ 通期の週休2日（交替制）が未達成の場合

補正しない

3) 市場単価等

市場単価方式及び土木工事標準単価等の補正については、別に定める。

(2) 営繕工事

1) 週休2日制モデル工事（現場閉所）

週休2日制モデル工事（現場閉所）として発注するものは、月単位または通期の週休2日（現場閉所）の達成を前提として、「2）単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、工事費の積算を行う。なお、対象期間終了時の月単位または通期の現場閉所（現場休息）率を勘案し、上記基準を満たさないと見込まれる場合は、下記、達成状況に応じた工事費の積算を変更し、請負代金額の契約変更を行う。「計画工程表」又は「計画工程表（変更）」と異なる実績となっても、その内容に応じて補正を行う。

また、契約後に週休2日制モデル工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、工事費の積算を変更し、請負代金額の契約変更を行う。

2) 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

イ) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事等設計労務単価表（岐阜県）の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

- | | |
|---------------------------|-------|
| ① 月単位の週休 2 日（現場閉所）を達成した場合 | 1.04 |
| ② 通期の週休 2 日（現場閉所）を達成した場合 | 1.02 |
| ③ 通期の週休 2 日（現場閉所）が未達成の場合 | 補正しない |

ロ）市場単価等

市場単価及び物価資料の掲載価格等の補正については、別に定める。

6. 工事成績評価

週休 2 日制モデル工事の工事成績評価は次に掲げるものとする。

（1）建設工事

1）週休 2 日制モデル工事（現場閉所）

達成状況に応じて、以下のとおり工事成績評価点の加点を行う。

なお、「計画工程表」又は「計画工程表（変更）」と異なる実績となっても、その内容に応じて評価を行う。

- ① 完全週休 2 日（土日）を達成した場合は 2 点を加点する。
- ② 月単位の週休 2 日（現場閉所）を達成した場合は 1 点を加点する。
- ③ 通期の週休 2 日（現場閉所）を達成した場合は 0.5 点を加点する。

2）週休 2 日制モデル工事（交替制）

達成状況に応じて、以下のとおり工事成績評価点の加点を行う。

- ① 対象者全員の月単位の休日率が 28.5%以上を達成した場合は 2 点を加点する。
- ② 月単位の週休 2 日（交替制）を達成した場合は 1 点を加点する。
- ③ 通期の週休 2 日（交替制）を達成した場合は 0.5 点を加点する。

（2）営繕工事

1）週休 2 日制モデル工事（現場閉所）

達成状況に応じて、以下のとおり工事成績評価点の加点を行う。

なお、「計画工程表」又は「計画工程表（変更）」と異なる実績となっても、その内容に応じて評価を行う。

- ① 完全週休 2 日（土日）を達成した場合は 2 点を加点する。
- ② 月単位の週休 2 日（現場閉所）を達成した場合は 1 点を加点する。
- ③ 通期の週休 2 日（現場閉所）を達成した場合は 0.5 点を加点する。

7. その他

この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の岐阜市週休2日制モデル実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告する入札については、なお従前の例による。

参考様式1

週休2日制モデル工事(交替制) 休日率確認表
(年 月分)

契約番号: 第 号

工 事 名 :

受 注 者 :

対象期間(交替制) 自: 年 月 日

至: 年 月 日

No.	会社名	対象者氏名	対象期間 の 日数 (a)	休日数 (b)	対象者の 休日率 (c=b/a)	平均 休日率 (cの平均)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

対象者: 当該工事に連続4週間以上従事している者

(非常勤(臨時)で従事する者、従事期間が1週間未満となる者及び交替要員は除く)

休日率が4週8休以上(28.5%)を達成できなかった場合は改善策を講じること。

参考様式2

週休2日制モデル工事(交替制) 休日率確認表
(対象期間全体)

契約番号: 第 号

工事名:

受注者:

対象期間(交替制) 自: 年 月 日

至: 年 月 日

No.	会社名	対象者氏名	対象期間 の 日数 (a)	休日数 (b)	対象者の 休日率 (c=b/a)	平均 休日率 (cの平均)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

対象者: 当該工事に連続4週間以上従事している者

(非常勤(臨時)で従事する者、従事期間が1週間未満となる者及び交替要員は除く)

休日率が4週8休以上(28.5%)を達成できなかった場合は改善策を講じること。